

台風等異常気象時の対応について

1 登校以前

- (1) 名古屋地方気象台から「尾張西部」及び「尾張東部」のいずれかの地域に、特別警報が発表されている場合
 - ⇒ その日の授業は行わず、休業とする。
 - ⇒ その日のうちに特別警報が解除された場合も、その日の授業は行わず、休業とする。
- * 特別警報解除後の授業の再開については、本校ウェブページ・きずなネット等により学校から連絡する。
- (2) 名古屋地方気象台から「尾張西部」及び「尾張東部」のいずれかの地域に、暴風警報または暴風雪警報が発表されている場合
 - ⇒ 当日の午前6時30分までに解除された場合は、平常通り授業を行う。
 - ⇒ 当日の午前6時30分から午前11時までに解除された場合は、解除後2時間後から授業を行う。
 - ⇒ 午前11時以降も継続して警報が出ている場合は、その日の授業は行わず、休業とする。
- (3) 江南市から「警戒レベル4以上」の避難情報が発表されている場合
 - ⇒ 当日の午前6時30分までに「警戒レベル3以下」になった場合は、平常通り授業を行う。
 - ⇒ 当日の午前6時30分から午前11時までに「警戒レベル3以下」になった場合は、そうなったあと2時間後から授業を行う。
 - ⇒ 午前11時以降も継続して「警戒レベル4以上」である場合は、その日の授業は行わず、休業とする。
- (4) 市町村から生徒が居住する地域に「警戒レベル4以上」の避難情報が発表されている場合
 - ⇒ 登校しない。
 - ⇒ 「警戒レベル3以下」になった場合は、上記(3)の規定も確認した上、安全に気を付けて登校する。

- * 生徒の安全確保に困難が予想される場合、学校周辺の災害の状況等を踏まえて判断し、休業や授業の中止を決定することがある。この場合、学校はウェブページ・きずなネット等により連絡する。
- * 通学路の冠水、河川の増水等により登校が危険な場合と交通機関の途絶により登校が困難な場合は、登校しない。

2 登校後

- (1) 1の(1)、(3)、(4)の場合
 - ⇒ 災害の状況等に関する情報収集並びに生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（校内待機、下校指示等）を迅速に行う。
 - ⇒ 生徒を校内に待機させた場合は、警報解除・警戒レベル低下後も災害の状況等に関する情報収集に努め、生徒の安全を確保できると判断した上で下校させる。
- (2) 1の(2)の場合
 - ⇒ 気象・交通機関・通学路の状況等から生徒を安全に帰宅させようと判断したときは、授業を中止し速やかに安全に帰宅させる。
 - ⇒ 通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、当該生徒を校内において待機させる。

- * 2の(1)、(2)の場合、学校はウェブページ・きずなネット等により連絡する。